

千葉県告示第219号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、児童福祉法第24条の37第1号の規定により告示します。

令和5年3月20日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定の種類
BRIDGE 8 千葉県千葉市花見川区南花園2-2-15 CI-23ビル503号室	株式会社ダンデライオン 千葉県千葉市花見川区花園2丁目1-25 万仁ビル1階D号 代表取締役 杉野 貴彦	令和5年 4月1日	1270100660	障害児相談支援